

平成 23 年第 3 回定例会 総務政策常任委員会

平成 23 年 12 月 15 日

鈴木（ひ）委員

それでは、最初に総合計画の方からお伺いしたいと思います。

2 ページに策定に当たってというページがありますが、その中で基本構想編というのと実施計画、その間に大きく黒い矢印で基本目標・将来像の達成という形で結んでいるんですけれども、27 個のプロジェクトを選んだ基準というのは何だったんでしょうか。

総合政策課長

27 個のプロジェクトを選定した理由でございますけれども、こちらにつきましては政策の体系といたしまして 6 本の柱を掲げてございます。この柱の下に、県として重点的に取り組むプロジェクトというものを整理したところでございます。

鈴木（ひ）委員

そういう意味ではなくて、基本的に 27 個に絞るということは、各局等々から出てくる代表のものなんだろうから、それに対して、どういう基準でそれが各局の代表となったのかと聞いているんです。

総合政策課長

プロジェクトにつきましては、今年度当初から職員ですとか、あるいは局の方からの提案を集めまして、それにつきまして、サマーレビュー等を通じて、議論を重ねてまいりました。その結果といたしまして、27 本の取組に集約されたという形でございます。

鈴木（ひ）委員

分かりました。ただ、一つ、私はその基準となるべきものというのは何らかがなければおかしいだろうと思います。例えば A という、環境農政なら環境農政という部局がありますよと、何本か当然そういうリストはあったはずですから、そのときにこれをするということについての決定の手続というか、実際にそういうやりとりというのはどのようになっていたんですか。

総合政策課長

前回の計画の話の話を少しだけ申し上げますと、プロジェクトの選定に当たりましては、まず主要施策の体系がございまして、その中から県として優先的に取り組む事業を、重点項目七つの視点に基づき選びまして、それを合計で 38 本のプロジェクトにまとめたところでございます。今回につきましては、計画をシンプルにしていくという考え方の下、重点項目そのものを柱という形で 6 本掲げまして、この中でそれぞれの県の重点的な取組というものを整備してまいったということでございます。こういった整備に当たりましては、夏のサマーレビュー等を通じて議論を重ねながら集約してまいったということでございます。

鈴木（ひ）委員

私はこれから個別の方の質疑に入っていくので、それはどうぞ他の部局でお願いしますというような流れにならないようにイントロで確認させていただい

たところですがけれども、基本的にはサマーレビュー等々も含めて、御担当の方々
が納得してこのプロジェクトが出来上がったと理解してよろしいんですね。

総合政策課長

そのとおりでございます。

鈴木（ひ）委員

そうしましたら、早速中身に入らせていただきたいというふうに思います。

例えば、今般、11 の多文化共生の地域社会づくりというふうにあるわけでご
ざいますけれども、この中で私は一つ、どうしてなのかと思うことで、多文化
共生とは言いながら、その中で実際に各外国籍県民のうちどの国籍の方がどれ
ぐらいいらっしゃるのかという、ある意味で基礎データがない。資料のスペー
スの関係もあるとおっしゃるかもしれないけれども、大した行数にはならない
というふうに思うんですが、これは基本的なデータ、多文化の多と言っても、
どのような文化があるか、基本的に私は分からないのではないかとこのように
思うんですね。そういう中で、県民に分かりやすくという観点から、課題認識
の基礎データそのもの自体を示すべきではないかと思いますがいかがでしょう
か。

総合政策課長

総合計画の基礎となるデータでございますけれども、私どもはまず基本構想
の中で神奈川の姿で神奈川の現状を、ポイントを絞って示すとともに、神奈川
を取り巻く社会環境の変化という項を設けまして、今後の課題となる主な社会
環境の変化を示させていただいております。また、個別の施策の前提となるデ
ータの分析につきましては、県政の特定の課題につきまして個々の具体的な取
組を示す個別計画というものがございますので、こうしたものも示されてござ
います。

そこで、お尋ねのプロジェクト 11 番、多文化共生の地域社会づくりでご
ざいますけれども、前提となる内容として、基本構想に多彩な魅力をもつ神奈川
という項目があって、豊かな国際性といたしまして、約 17 万人の外国籍県民
が働き、暮らす国際性豊かな地域という現状を示した上で、多様な文化が共存
する地域社会という項目を設けまして、グローバル化の進展を示すデータを
示させていただいております。

また、個別計画といたしまして、かながわ国際施策推進指針が策定してござ
いまして、詳細な現状の分析と対応の方向を示しているところでございます。
プロジェクトごとの基礎的なデータは掲載しておりませんが、喫緊の課
題の対応をシンプルにお示ししていくという趣旨からこのような形で取りま
とめさせていただいているところでございます。

鈴木（ひ）委員

おっしゃっていることは、私はよく分かります。しかし、この中で、中華街
で長年働いていらっしゃる方々、例えばブラジルから来日したばかりの方々、
来たばかりの方々、そうすると、この 23 ページの中の 1 番の①の中にある外
国籍県民のコミュニケーションを支援するための日本語講座などの実施という
ことだって、全然、範ちゅうは余りに広くて、何を指しているのか、全然漠然
分からないですよ。外国籍県民の方々のコミュニケーションを支援するという

状況下の中においても、しっかりとした一つのベースをちゃんとした上で論議がなされるということをしかりしなければいけないのではないかということをおきたいというふうに思います。

あわせて、例えばイントロのところ、少子高齢化に向けて労働力の減少等とかと書いてあるわけですね。ところが、これに対して、少子高齢化による労働力の減少等と、それに対して、有効な手立てをどういうふうに打っていくんだということについては触れられていないと、ここの中で思うんです。そうなってくると、神奈川の未来に向けてのいろいろなまた話もあったとしても、例えば高齢者の就業支援とか、女性の就業支援とかという対策ってあると思うんですけれども、私なんか逆により具体的な神奈川の将来に向けた形でのこういう対策が必要だというようなところはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

総合政策課長

総合計画の基本構想についてございますけれども、この基本構想の中で委員から御指摘のとおり、神奈川の人口減少社会、ひいては超高齢社会というのをここでしっかりと見込んで、それに対応を図る必要があるという考えでございます。女性や若年層の就業支援ですとか、今委員から御指摘がございましたが、あるいは中高年齢層の再就職の促進など雇用を促進するという事に併せまして、ワークライフバランスを図ることによりまして、県民一人一人のライフスタイルに応じた多様な働き方をする選択できる、こういうような取組を行うことによって対応していくというような考えでございます。

鈴木（ひ）委員

ワークライフバランスと今、おっしゃったそのものがワークライフバランスを保つために何をするのかという施策が見えないと私は聞いているんですけれども、どうでしょうか。

政策調整部長

確かに、少子高齢化に伴います労働力不足といった対応の課題を県政は抱えてございます。また、そういった施策というのをきちっと照らしていかなければいけないと、このように考えております。

私も、この間の人口動態あるいは生産力、人口の動向といったものを把握してございますけれども、全般的にやはり労働力不足といったものが懸念されることで、一方で若年者の就業支援といった課題、こういったものをきっちり受け止めなければいけないというふうに考えてございます。そうした面では、先ほど総合政策課長が答弁してございますけれども、それぞれの対策については各プロジェクトごとに、これは横断的な対応をしてございますので、この取組以外にも深めなければいけないわけではございますけれども、個別計画にも、例えば労働力不足に対する対応といったものにつきましても、主要施策に追加するとともに、個別計画でございまして、中小企業活性化推進計画の取組と連携しながらやっていきたいというふうに考えております。

鈴木（ひ）委員

私はこれ以上、先ほどと同じように申し上げませんが、施策そのもの自体というのは、例えばワークライフバランスを保つためにどうなんだという

ところを出していただくというのは、ある意味で私どもとしてはとても期待していたところもありまして、そういうところでは、ちょっと私ももう一步踏み込んでいただきたかったという思いがいたします。

特に、多文化共生の地域社会づくりの中においては、例えば私なんか思うのは、何%の外国籍県民の方々が、日常会話ができるようにするとかというような指標みたいなものを具体的にやっぱり出していかなければいけないのではないかというふうに思うんですけれども、どうなんでしょうか。

総合政策課長

私ども、今回の総合計画の策定に当たりましては、シンプルさあるいは分かりやすさという視点からプロジェクトごとに一つだけ目標を設定して、それに向けて県の取組がある程度見えるような形で実現する指標であって、また、毎年度実績が把握できる指標、こうしたものを設定して取組を進めていこうと考えているところでございます。

鈴木（ひ）委員

私は、どちらかといえば、実際に一つ一つのプロジェクトが目指すもの、そしてターゲットに向けてどういうふうにやっていくのかというプロセスを期待していたところもあります。

ただ、今、おっしゃったように何か一つ目標を持って、それを目標としたんだということで、これは、つくりですから、これ以上私も言えないわけですが、是非ともプロセスを、起承転結、きちっと分かるようなつくりには本当はしていただきたかったという思いがいたしますので、その点よろしくお願い申し上げたいと思います。

次はちょっと具体的なことになりますが、災害に強く安全で安心してらせるまちづくりという観点でございますけれども、この中で津波の避難に関する県民意識の向上というような形になっていて、この目標自体が県民意識の向上ということでいいんでしょうか。津波被害を軽減する対策の強化というプロジェクトで、それが、目標が津波避難に関する県民意識の向上ということで、意識をどうやって図っていいか分からないですよね。例えば、この中に書いてありますけれども、現状では43.1%ですと、県民意識の向上、これが50%、55%、60%ですと。当然、理解度を求めることは悪いことではないと思うんですけれども、私は、3番の中の、実績に、関連性という中に、下にある1、2、3と目標というものの関連性が見えないような気がしてしょうがないんです。例えば、調査と対策の実施、津波避難施設などの整備確保、津波時避難情報の提供連絡を充実、それと県民意識の向上ということのある意味でターゲットが書かれているわけです。

これとの関連性はどこにあるのか。とても難しいでしょう。これと関連付けて、55%だ、60%だと言ってしまったよみたいな、そんなことはないのではないか。どうやってこれは図るつもりなのか。

総合政策課長

津波被害のプロジェクトでございますけれども、今回の東日本大震災の、まずどこにどういう形で逃げていくのか、津波の被害ですけれども、あるいはどの程度の津波が来るのか、これが非常に重要なポイントということで把握され

たところでございます。そのために、まずどの程度の津波が来るのかということ、1番の構成事業で取り組みまして、さらに、逃げる場所を確保するという2番のプロジェクト、3番目のプロジェクトはどういう場合に逃げたらいいのかあるいはどういう情報を基に逃げたらいいのかということを知るといような形でこのプロジェクトは構成したということでございます。

鈴木（ひ）委員

そうではない、それはむちゃくちゃな話だよ。僕が言っているのは、あなたが今おっしゃったことと、県民意識の向上ということはどうやって図るんですかと言っているのです。言っている意味分かりますか。言っていること間違いはないんですよ。決して私はこれを間違っていると言っているのではない。そうでなくて、県民意識の向上を図る、60%なら60%を、これから何をもってやろうとしているんですかと言っているのです。

総合政策課長

繰り返しの答弁になりますけれども、今回の大震災、まず自覚を持って、どこにどういうふうに逃げていくかという意識を持った方が助かったということ、でございます。そういった意識を持った方を増やすということを目指しているということでございます。

政策調整部長

基本的にはこのプロセス等の目標の設定をどのように考えていくのかというところをまずきちっと御説明申し上げた上で、県民ニーズ意識調査に基づく数字目標、これについて御答弁申し上げたいと思いますが、基本的にはこの総合計画に掲げておりますプロセスをどういった形で進行管理していくのかということで、私どもが総合計画審議会答申に返って議論をさせていただきました。まず、そのために県民が変化を実感できるような目標をまず掲げることが大事であろうと。その達成に向けて県民総力戦で取り組んだと、そういう意味では、毎年度その取組の数値が客観的に出るようなもの、しかもそれが恣意的などいいますか、任意的な調査ではなくてきちっとした統計として出てくるもの、こういったもので幾つか指標の考え方の基礎となるものを選定したところがございます。

こうした中で、今回の津波被害を軽減する対策の強化という視点での整理の仕方でございますけれども、先ほど課長も答弁しましたが、津波避難の重要性というものが再認識されてございまして、津波から県民の命を守る取組の中には、意識を高めることは大変重要であるというところから、それぞれのプロジェクトの、それぞれに掲げる目標はございますけれども、やはり、プロジェクトの一つ、象徴的なものを立てるというところから、毎年行われている県民ニーズ調査、これからの結果に基づく向上といったものを私どもとしては現時点では採用させていただいているということでございます。

鈴木（ひ）委員

そうおっしゃるんだったら、この意識の向上というのは何よりも教育なのではないのか。私もこの前、新潟県に行ってきました。かみ合わないからこれ以上やらないけれども。新潟県はそこの中でも徹底して教育ですよ。意識の向上というために、1、2、3本の柱というのは、それは私は間違っていないけれ

ども、意識の向上というのでは違うのではないのか。では百歩譲って、この隣にある4番目なんだけれども、大規模災害などに備える災害対応力の強化が何でいきなり1番目の中の災害に強いまちづくりの中にある②の民間木造住宅の戸数みたいなものになってしまうわけですか。

政策調整部長

この4番目の大規模災害に対する災害対応の強化の中に、やはり何といたしましても地震による死者の数や住宅の倒壊によりまして、顕著に表れてまいります。したがって、大規模な災害から県民の命を守るという視点から考えますと、県の支援によりまして耐震化が図れる民間木造住宅の戸数を基本的には増やすという視点からこの支援を設けさせていただいたところでございます。

鈴木（ひ）委員

そうではないよ、部長。私が言っているのは、3番と4番の兼ね合いの話をしているんだよ。1、2、3と、要するに3番のところ、3本の柱の中で県民意識の向上だよと言っていると。ところが、4番になったらいきなり詳細のところはぼかんと目標になって出てきて、それで、災害対応力の強化とかとなったら、部長の言っていることは違うでしょうということをやっている。

総合政策課長

目標設定につきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、まず県の取組が見える指標であるということと、それが毎年度把握できる指標、これを採用していこうという考え方でございまして、基本的に4はそのような考え方に基いて整理させていただいたところでございます。また、プロジェクト一つにつき一つの目標ということで、プロジェクト全体をオーバーオールに代表するのが目標ではなくて、それを象徴するような目標、ポイントとなるような目標を一つ設定していこうという考え方の下に整理したところでございます。

3番目のプロジェクトでございましてけれども、こちらにつきましては、県の取組をどのように実際の災害被害の抑止につなげていくのか、特にそれが目に見える形で県の取組がつながるようなものをどうやって整理しようかということをお局の方とよくよく議論したところでございます。その上で、これは指標といたしましたのは、通常私ども中間的アウトカムという県の取組がくっついて見えるような指標を設定するんですが、3番につきましては、なかなかそういうものが設定できなかったものですから、最終的アウトカムと限りなく満足度に近いような形の目標を今回設定させていただきました。

その目標の理由でございましてけれども、東北3県の沿岸住民の約6割が地震の揺れが収まった直後に避難したということが明らかになったので、海岸近くで地震があった場合に、6割の県民が、自分が逃げる場所、逃げる施設、こういったものを即座に見付けて行動に移していくと、そういうことを目標としたということでございます。

鈴木（ひ）委員

課長、今言ったことは、私と課長との間の会話だったらいいよ。これを要するに見た県民の方たちにそれが分からなければならないから私が質問しているんでしょう。今、課長とか部長のお話の中から、だったら20番の水のさとかながわづくりとあるではないですか。これがなぜ、水源地域のイベントの参加

者数が即、水のさとのかながわづくりになるのか。イベントの参加する 37 万人が集まったら、それがなぜ水のさと かながわづくりになるんですか。水を育み、守る取組みの推進、水を活かす取組みの推進、水源の保全・再生、だから、私が言っているのはそういう一つ一つが実質的に出ている目標とそれに対する柱というものが結び付かないのではないですかと私は言っているんですよ。私から見ると、余りに目標と 3 本の柱、そして自主的にこのメジャーメントとかターゲットみたいなものはどうしてこうなってしまうのかというふうに素朴な疑問なので、私は聞いているんですけども。

総合政策課長

私どもは、今御指摘のとおり、目標を設定するという非常に難しさがあるものと考えてございます。目標を数値化して示すということは、プロジェクトの狙いを県民に具体的に分かりやすくお示していくということでメリットがあるわけですが、一方、指標を設定する中で、県の成果の一部を示すにすぎないような指標ですとか、あるいは取組の成果がなかなか反映できない、これは最終的アウトカム指標によく言えるんですが、そういったものもございません。

ただ、私ども、そうしたプロジェクトを分かりやすく、あるいはシンプルなものに見せていくという要請の中で、こういった形で見せておりますけれども、施策の推進に当たりましては、この一つの目標だけではなくて様々な目標、あるいは統計データも駆使しながら評価を行いまして、県民の皆様に対する説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

鈴木（ひ）委員

課長、これで私はやめるけれども、どう見たって申し訳ないですけども水のさと かながわづくりにしたって、プロジェクトですよ。きちっとしたターゲットがあって、そこに何層にもなっていきながら、そこに向かっていくんですよ。これは、私も何度もやったけれども。その中において、その一つ一つの柱が、そこに結び付いていかなかったら、そのターゲットはクリアできない。それこそ、そこにマンパワーが加わり、コストがかかってくるんだから、本来なら。それを組み立ててある柱というのがどこを向いているんだというのが分からない。ここにあるプロジェクトは私はそれが無いと思っているので、そういう質問をさせていただきました。

政策局長

ただいま鈴木委員からの御質問、いろいろな御指摘、それ自体は私どもは、この目標を設定する過程の中で大分、議論させていただきました。それぞれのプロジェクトとして、何が数値目標として適当なのか。はっきり言いまして、数値目標を出さないということも、一つの判断としてあり得るということは検討しましたが、これは例えば先ほどの話の中で、具体的な津波被害の話にしましても、県民の意識調査ということできちっと図れるのかということですが、これは現実には今回の東日本大震災のときを見ましても、やはりこうした意識を持っているところが、結果としては人命が救えたというような実際のデータがございます。

それから、この意識調査だけではなくて、例えば津波避難ビルの指定数です

とか、あるいはハザードマップを作成する市町村ですとか、そういった数値はありますけれども、そういう中で何が適切かということで、実は市議会でも議論していただいて、最終的にはこれを選ばせていただいた。恐らく、委員御指摘の話は、それぞれ横のプロジェクトを見ていけば、それぞれについて、少し、一つ、一貫性といいますか考え方の統一性といいますか、そういったことがないのではないかということの御指摘があるかもしれませんが、ただいまの例えば水のさとかながわづくり一つを捉えてみても、これは一体何を基準として数値目標として表すんだらう、これは相当難しい作業でございます。端的に言えば、イベントの参加者数というのは極めて分かりやすい指標であるため、具体的にどういうイベントをやって何人ぐらい参加したのか、それが具体的に、例年の動きはどうか、これは一つの指標だというふうには考えてございます。

ですから、したがって、それぞれについてのプロジェクトは、大変恐縮でございますけれども、そういう議論を経てできたというふうな姿でございますので、仮にもしそういうふうなことで、こんなものがあるということであれば、それは一つの指標としては議論させていただきたいし、また、課長も答弁しましたように、必ずしもこれだけを我々は捉えて、この指標だけで全てを量るということではなく、代表的な指標の一つとして取り上げさせていただいたつもりですし、そのことについてはきちっとそういう表現をさせていただいて、県民の方に分かっていたくようなことで考えております。

したがって、今後、具体的にそれぞれのプロジェクトの進捗がどうであったかということについては、この一つの数値目標だけではなくて、いろいろな統計データ、あるいは具体的な取組のいわば注目度といったことも含めてきちっと計上していきたいということでございますので、そういう意味で、必ずしもこの数値目標だけが全てということではなくて、あくまでも代表的な指標ということで御理解いただきたいと思っております。

鈴木（ひ）委員

それでは、残り、最後に一つだけ、ちょっと私、どう見ても、これだけは違うのではないかと考えていますので、18 ページの高齢者が生き生きとくらす社会づくりの特別養護老人ホームなどの介護施設の整備への支援でございますけれども、この中で民間のみの取組ということになっておりますけれども、これは多分違いますよね。

総合政策課長

お話しのありました特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備への支援でございますけれども、こちらは社会福祉法人等の民間事業者を事業主体と考えているものでございます。また、市町村が介護保険制度の保険者として関わりまして、また県が整備に関する補助を行っていることから、本来、県、市町村、民間と記載すべきもののミスプリントでございます。ここで御指摘をいただいた点も含めまして、全事業につきまして点検を徹底し確認いたしましたところ、この項目以外には間違いございませんでしたので、報告させていただきます。

鈴木（ひ）委員

見付かって良かったです。何で民間とだけしか書いていないのかと

たものですから、どちらにしましても、一点だけこちらの方から指摘させていただければと思うんですが、観光等々において、横浜、川崎が入っていないんです。箱根からいろいろなところが入っていても、何で、横浜、川崎が入らないのか。相当、やっぱり大きなイベント等々やっっているながらも横浜、川崎がない。これについては、一つまた指摘をさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、電力関係を伺います。県庁舎の電力を調達する際に、金額だけでなく、他に項目があると思うんですが、現在の、本庁の電力供給を受けている業者というんですか、それをどのような形でそれが選定されているのか教えてください。

総務局企画調整課長

電力の受給契約の選定ということでございますけれども、本県で電力の受給契約につきまして、競争入札をする際に、環境への配慮を行っている電気事業者を優先して参加させると、そのための仕組みとしまして、神奈川県電力のグリーン購入制度というものを平成 20 年度分の契約から実施してございます。この制度の中では、電気事業者の格付を行っておりますけれども、その上で、入札参加資格を測定するということですが、これは環境農政局の事業になりますけれども、その状況をちょっと申し上げますと、その環境配慮という項目が幾つかございます。

環境配慮の項目としまして、例えば、申し上げますと、一つが、CO₂の排出係数、未利用エネルギーの活用の状況、あるいは新エネルギーの導入状況等々です。そうした項目がございまして、これを評価いたしまして、それによって入札参加資格のランクを定める。そのランクに合致したところから選んで、そういうところが入札参加できるということで、それによって入札をして決定すると、こういう手続で、また、この本庁庁舎だけではございません。他にもございますけれども、そういったやり方で実施しております。

鈴木（ひ）委員

本庁庁舎の中で、今、何項目か書いてありますよね。お話しいただいたんだけれども、それと合致したところというのは、まずどこなのか。

総務局企画調整課長

実際に、例えば、本庁庁舎の場合には二つの契約がございまして、本庁舎と新庁舎と第二分庁舎、これは一つの契約でやっております、もう一つが分庁舎一つでございまして。本庁舎の場合には、大規模な電力契約になりますので、一番ランクの高いところを対象にしております、本年度につきましては丸紅が担当して実施しております。分庁舎につきましては二番目のランクになります、こちらの方はイーレックス(株)というところと契約してございます。

鈴木（ひ）委員

さっきあったその中で、再生可能エネルギー、今、我々がソーラーシステムを一生懸命やっているわけですが、これは神奈川県として、再生エネルギーがどれぐらい本庁舎で使われているのかみたいなものは把握されるんですか。

総務局企画調整課長

先ほど申しあげました評価項目の中に新エネルギーの導入状況という評価項目がございます。それにつきまして、電気事業者から申告していただきまして、それに基づいて格付しているわけですが、それぞれ丸紅あるいはイーレックスともに電力の供給量に占める新エネルギーの利用量の割合が1%程度というふうに承知しております。

なお、新エネルギーということでございますけれども、先ほど再生可能エネルギーと言いましたものの中には、大規模な水力発電が入っておりますけれども、大規模な水力発電を除きまして、太陽光であるとか風力とか、そういった新エネルギーというものを評価するものでございます。

鈴木（ひ）委員

結構、少ないんですね。分かりました。

続きまして、事務事業評価の方に移らせていただきたいと思います。

私、これを拝見させていただいて、私の言っていることが違っていたら御指摘いただきたいんですが、例えば、頂いたプリントの中の41と42を見てみると、生命の星の地球博物館の展示事業費と書いてあって、CCCと評価されているんですよ。これは、ここに書いて改善が必要であるのは、私は分かっているんですが、このターゲットって何なんですか。

県庁改革課長

生命の星・地球博物館のところでの外部評価での指摘ですけれども、事業そのものは良い内容だということなんですけど、その広報といったところについてもっと外部との連携等を取り入れた形の中で充実させていくべきではないかという指摘でございました。

鈴木（ひ）委員

でも、すごく広報を充実と言うんだけど、広報を頑張って、それは当然来客を集めるということなんですかね。

県庁改革課長

究極的にはやはり人を集めるということで、生命の星・地球博物館スタートのときはかなりの集客があったんですが、その後かなり落ちてきておりまして、昨年度、私どもの方でもいろいろ見直しをやっていく中で、平成25年度に大体30万人ぐらいまでに戻しましょうというような目標を掲げて事業をやっているんですが、それに向けてはもう少し広報のところに力を入れないといけないですよと、そういうような形の御意見だったと承知しております。

鈴木（ひ）委員

Cという評価が付いているのが一杯あるわけですよ。私分からないのは、これは今、そうだったらちゃんとターゲットとして30万人と書けばいいではないか。30万人にいくためにどうするかというようなことはなくて、いきなりここでこんないろいろなことを書かれていて、皆さん方、失礼ですけども、これに対して反論はないんですか。

県庁改革課長

外部評価といいますか、仕分けをやる際にはその事業の内容を説明いたしますので、その中には、ただいま申し上げたような目標を持って事業をやっていますというようなお話はさせていただくんですが、そこで例えばいろいろな御

指摘といいますか評価が出たときには、こういう点を改善すべきではないか。同じC評価なんですけれども、例えば事業そのものが効率的にやられていないのではないかというような大本のところから、あるいは事業そのものはいいんだけど、こういうところをもう少し工夫した方がいいのではないかという幅広の部分でCという部分が結構あります。

そういったものについて、それをベースに原局で見直して、最終的に県庁改革会議でどういう見直しをやっていくかということで、こちらの方に記載しておりますけれども、どうしても、どういった部分を改善するかというところを中心に書かせていただいております。正しく今委員からおっしゃられたように、それをもって今後どういうところを目標にターゲットにしていくのかというところが記載の中では十分書かれていないというところは感じますので、そういったところについては、今後、どういう改善を図ってどのぐらいを目標にしてやっていくのかというところを置いて、常にチェックできるような形にしていきたいというふうに考えます。

鈴木（ひ）委員

前向きな発言で有り難いですが、私は、一般県民として、これは、失礼ですが、分らない。ここまでいろいろなことが書かれていてターゲットが書いていない。ではどうすれば良いのかということしてもらわなければならないわけですね、本来なら。きちっとしたターゲットをここに書くべきだろうと、私は、集客30万人なら30万人、それでいて今、20万人しかない。それでは、広報に力を入れなければいけないと、そういう指摘なら私は分かるんだけど、この中で見ていって、いろいろなことが書いてあるんだけど、これは何を言わんとしているのかということぐらいはしっかりと発言をすべきだろうと思うんですよ。

その中でもう一つ私が心配したのは、この中でEというのがあるではないですか、やめてしまうというもの。わざわざ我々が予算を通しておいて、挙げ句、今度はEでやめてしまう。では、何だったのかとなる。少なくともこれにコストはかかっているわけですね。そういうコストを使っておいて、やめましょう、そんなばかなことがあっていいのかと。そもそも例えばEというものについての捉え方というのは、私はまだまだ甘いのではないかという気がするんですが、この点どうですか。

県庁改革課長

予算の審議を受けましてお認めいただいたその事業については、当該年度、今回であれば、本年度については事業をスケジュールに沿って、その予算の範囲内で工夫させていただきながら実施していくという形でございまして、通常この仕分けを行った際に、出る結論というのは早くても秋というふうなことになりますので、実際に着手しているものについては、そういったところは、片隅には入れますけれども、事業としては実施を予定どおりさせていただくというのがまずベースでございまして。

また、そこで出た評価、そして最終的に県庁改革会議で出た評価等につきましては、それを一つのきっかけとして、翌年度の予算以降、どういうふうに見直していくのかというような形の中で反映させていただきますし、たまたま外

部評価をきっかけにした見直しというところにはなりませんけれども、それ以外にも私どもは事務事業というところについては、不断の見直しということをやっているということで、自主評価を基に我々が自主的に見直すものであったり、あるいは予算の編成過程の中で見直し、必要に応じてやめていくものもあるというような形で、一つのきっかけとしては外部評価というものもその中に含まれますけれども、それが全てではなくて、当該年度は少なくともその形でやらせていただくという状況でございます。

鈴木（ひ）委員

今の説明で、私も分かりましたけれども、しかし、このEというのは例えば74番の徴税用事務費、民間シンクタンク負担金と書いてあるんですけれども、こういうところについても、みんな書いてあるのは、局の検討結果のとおり廃止が適当であると書いてあるわけですね。こういうこと自体は、シンクタンク等々にどのような諮問等をされたのか私は分からないけれども、それだけのコストというのは、繰り返すようだけれども、使われているわけだよ。そうすると、それが、局としては適当ではありませんということになると、いいかげんにせんかいなということになる。だって、そうでしょう、これだけのお金を使っているわけだから。それを廃止してでも、それに対しての何かフィードバックなりなんなりというのはどのような形であるんですか。例えば、中止しましたということは、もちろん、翌年には評価として、予算としてはこういうものを計上は不適當だったと言うかもしれないけれども、実質的に行っている事業をコストを全部使いながらやっていた事業というのを、こんな形で本当に終わってしまっているのという。そういう意見というのはいないんですか。普通の民間会社ではあり得ないことですよ、こんなこと絶対に。どなたか本当に、責任を取っていただくなりなんなりというのはあるはずでしょうけれども、Eと書いてありながら、このまま終わっていかげなものなのか、これだけの評価でどうでしょうか。

県庁改革課長

今の委員から御指摘いただいた徴税用事務費という部分については年間30万円なんですけれども、シンクタンクの方から情報を入手するためというような形でやってきました。外部の方々の評価としても、徴税に必要なデータを入手すること自体は非常に有効だろうと、そこ自体は否定されていないんです。ただ、同じシンクタンクに毎年同じだけの負担金をずっと出し続けていくのではなくて、必要なデータを必要なところからその都度購入するなりというようなふうな形が必要なのではないかとということで、この事業の根幹といいますか、そういうデータ、情報を徴収すること自体は否定されていないということもございました。

そういった中で、外部評価で全てを決めるわけではなくて、それを県の施策に照らし合わせて、各局がその後、それをやめた場合にどういう影響があるのか、そしてそれに代わるものがあるのかどうかということも全て検討した上で、最終的に県の全体の政策等も並べて考えて、その継続性というところも検討した上での対応をさせていただくという状況でございます。

税制企画課長

徴税事務費の関係でございます。若干私の方から補足の御答弁をさせていただきます。

今のシンクタンクの関係は、一つは(社)日本租税研究協会に対して 18 万円の年会費を払ってございます。もう一点は、(社)経済企画協会、これは年会費 12 万円でございます、トータルで 30 万円でございますけれども、この両法人に対しては、一つは租税研究協会の方から、いろいろな租税研究に関する研究の雑誌等々の情報が送られてくる、あるいは税制度を集約した参考図書も送られてくる、経済企画協会の関係では、会員専用の閲覧可能な情報を収集するためのサイトがございまして、そこから経済のいろいろな情報を入手できるということでございますが、今県庁改革課長が申し上げたとおり、この二つの法人だけに集約して、その情報を得ることが妥当かどうかというところは、私どもも御指摘を受けて、そのとおりでというふうに理解してございますので、もうちょっと幅広な方法でその情報の入手を検討したいという趣旨でございます。

鈴木 (ひ) 委員

皆さん方が当事者ですから、私は第三者としての感覚で言っていると聞こえるかもしれませんが、実際のターゲット、それに対して実際に事業の廃止も含めた形でのプロセスについては、ある意味で外部評価の方の中にも、専門家も当然入っていらっしゃると私は思いますので、そういうところでのしっかりとした議論というのはある意味でもう一度情報を開陳していただければ、幸いだと思っておりますので、要望として付け加えさせていただきたいと思っております。

最後に、免震床のレポートを頂きました。ありがとうございました。そもそもこれは実質的に鹿島さんが造って、鹿島さんにやらせたということですけども、第三者の評価というのはどうなんでしょうか。

情報システム課長

今回、第三者検討を依頼しました日本建築センターがございまして、こちらは国土交通大臣から指定されました公正中立な立場で建築の性能評価を行っていただいている一般財団法人です。そちらの調査結果につきましては、建物モデルや解析データ、解析方法が正しいか等の免震技術を専門とする評議員 2 名が評価を行ったもので、評価結果は、適正であるというような評価を受けております。

鈴木 (ひ) 委員

それで、今後はどうされるんですか。今、クラウドの話なんかも出ているようですけれども、どのようにされるんですか。

情報システム課長

現在のコンピュータセンターの再整備におきましては、二つの方向性で考えてございまして、一つは、今第二分庁舎、破損しておりますが、それを復旧させて使用していくという方向性、もう一つは、委員御指摘のように、クラウドのような形で外部のデータセンターを使いまして、一種のプライベートクラウドと言いますが、そういうところにシステムを置かせていただいて、そこでコンピュータセンターを再整備するという二つの方向で、今検討を行っている最中でございます。

鈴木 (ひ) 委員

クラウドにしたとしても、東京電力管内でもって、同じ管内というわけには、データのバックアップ等も含めて難しいと思うんですけれども、その点、課長、どう考えていらっしゃるか。

情報システム課長

現在、先ほど言いましたように、二つの方向性で検討を行っているところでございます。その中で施設名、運用面、セキュリティ面といった視点によりまして、プラス点、マイナス点もいろいろ洗い出しを行っているところでございます。仮に、外部データセンターに再整備しようとした場合には、やはり、地震や津波といった災害に強い立地条件の検証ですとか、配送といった運用の利便性を確保するといった視点、また業務継続可能な電源等の諸設備の増長化といった視点、又は高いセキュリティレベルを確保する技術的なセキュリティ対策があるのかないのか、そういった詳細な点を総合的に検討しながら、地域、どこに置くかというのを含めまして、データセンターの議論等を考えてまいりたいと考えています。

鈴木（ひ）委員

実際にクラウドがウイルス等々にやられたというようなことも起こっていて、クラウドが全てなのかというような論議もすごく出てきています。どうかまた、実際、津波対策ということで、実質的に、第二庁舎のところまで津波が来るような凶を私ちょっと見たんですけれども、これは実質的にコンピュータセンターそのものは8階建てぐらいにしたんですか、そうですね。実質的には、そのもの自体の長中期震動でなかったとしたら壊れなかったかもしれないよね。だから、本当に8階や9階が正しかったのかという問題も当然あると思うんです。当然、津波の問題も出てくるだろう。だから、その辺のところをしっかりと入れながら、大変なところかと思いますが、3・11以降、セキュリティはじめ耐震問題はすごく大きな課題となっていますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。